

中小企業の皆様!

中退共で退職金の準備を始めませんか?



中退共制度は 中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

● **適格退職年金制度からの移行先です**

適年解約事業所の約半数が中退共に移行しています

● **掛金の一部を国が助成します**

中退共制度に新しく加入する事業主に掛金月額1/2(従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月目から1年間助成します

● **掛金は全額非課税です**

掛金は、法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費となります

● **管理が簡単です**

従業員ごとの納付状況、退職金試算額等を事業主にお知らせいたしますので退職金の管理が簡単です

● **掛金以外の経費がかかりません**

事務手数料・管理費等は一切不要です

〈お問い合わせ先〉

●くわしくはホームページをご覧ください

日本医療事業協同組合 まで

中退共

検索



<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

退職金制度を設けることにより、従業員は法人への信頼感を高め安心して働くことができます。

平成14年の税制改正において、退職給与引当金制度は廃止になりました。中小企業は平成24年まで一定額を取り崩す経過措置が講じられていますが、以後は、社内積立型の退職金制度は全額課税対象となります。税制上の優遇を受けられる社外積立型の中退共制度へのご加入を是非ご検討ください。

また、確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度は平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となり、中退共制度はその有力な移行先となっています。中退共制度に移行する際、適格退職年金契約における従業員持分額の全額を移換できます。適格退職年金制度の廃止まで残りあと3年を切っております。適格退職年金契約を締結している法人様は速やかな移行をご検討ください。

退職金給付水準の向上を図るため「掛金増額助成」が設けられております。既に中退協にご加入している法人様はより充実した退職金を支払うことができるよう、掛金月額の増額変更をご検討ください。

また、短時間労働者(1週間の所定労働時間が通常の労働者に比べ短く、かつ、30時間未満の従業員)は、通常の掛金月額のほか加入しやすい特例の掛金月額(2,000円・3,000円・4,000円)を選択でき、掛金助成の上乗せもごさいます。

中退協に関する詳しい資料をお配りしております。また、中退協を含めた総合的な退職金対策も別途生命保険のエキスパートを交えた形でご相談に応じております。下記連絡先までお気軽にご請求・お問い合わせ下さい。

お問 合 せ 先

日本医療事業協同組合(担当:佐藤)

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-6-12 AMビル 3階

電話 03-3234-0721 FAX 03-3234-1080

HP:<http://www.iryohouzin.net> E-mail:headoffice@iryohouzin.net